

野生鳥獣被害 防止マニュアル

イチゴをハクビシンから守るために



栃 木 県

平成 31 (2019) 年 3 月

はじめに

栃木県の野生鳥獣による農作物被害額は、約3億3600万円（平成29（2017）年度）と依然、高い水準にあるほか、被害地域の広域化に伴い、農業被害に限らず、人身被害や生活被害等の発生が問題となっています。特に、最近では、ハクビシンをはじめとする中型獣類による農作物被害が増加傾向にあります。

本書では、イチゴを例に、ハクビシン等の中型獣類による被害を防止する対策手法を紹介します。

目 次

第1章 鳥獣被害対策の基本的考え方

- ・なぜ被害は発生するのか？ ----- 1
- ・被害の発生・深刻化の要因は何か？ ----- 1
- ・被害防止対策は地域全体の被害の防止・軽減を目標に ----- 3
- ・被害防止対策の三つの柱 ----- 3
- ・被害防止対策のすすめ方 ----- 4
- ・加害鳥獣の特定 ----- 5

第2章 鳥獣を寄せ付けない環境管理、侵入防止と捕獲対策

- ・鳥獣を寄せ付けない環境管理 ----- 8
- ・餌となるものの管理 ----- 9
- ・住みかとなりやすい農地、家屋周辺の環境管理 ----- 10
- ・侵入防止対策 ----- 11
- ・ハクビシン・アライグマを捕獲する ----- 14

第3章 ハクビシン・アライグマの特徴 ----- 19

- ・空中の達獣（達人）ハクビシン ----- 20

巻末資料

- ・ハクビシン・アライグマがもたらすリスク（潜在リスク） ----- 21
- ・栃木県作成チラシ「有害鳥獣として捕獲した野生動物の適切な処分について」 ---- 22
- ・栃木県作成チラシ「アライグマ・ハクビシンの有害捕獲から処分までの流れ」 ---- 23

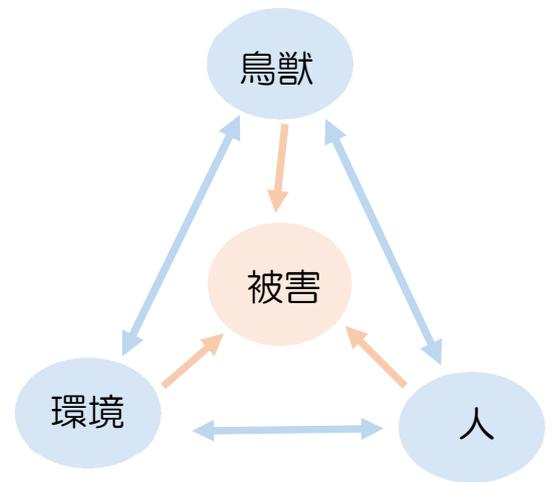
引用資料等 ----- 24

第1章 鳥獣被害対策の基本的考え方

なぜ被害は発生するのか？

野生鳥獣による農作物被害の発生には、必ず要因が存在します。

被害発生の要因は、右図のように被害を及ぼしている「鳥獣」の生態や行動、被害を受けている「人」の考え方や行動、鳥獣や人が生活や生産の場としている「環境」の三つに大きく分けて考えられます。それらの要因は絡み・関連しあい、相互に影響しあっています。



野生鳥獣による農作物被害を左右する要因

被害の防止対策を行う場合は、被害を引き起こしている要因を知ることが重要です。要因は一つだけとは限りません。複数の要因が関係しているのが普通です。考えられる要因ごとに有効な対策を行うことが重要です。

被害発生・拡大の要因（例）

鳥獣：鳥獣生息地の拡大、個体数増加、人に対する馴れ、生活パターンの変化

人：動物愛護思想の高まり、生活スタイル・食生活の変化、非農家比率の上昇、農業の機械化

環境：耕作放棄地の増加、薪炭林の荒廃、廃屋の増加、放任果樹類の増加

被害の発生・深刻化の要因は何か？

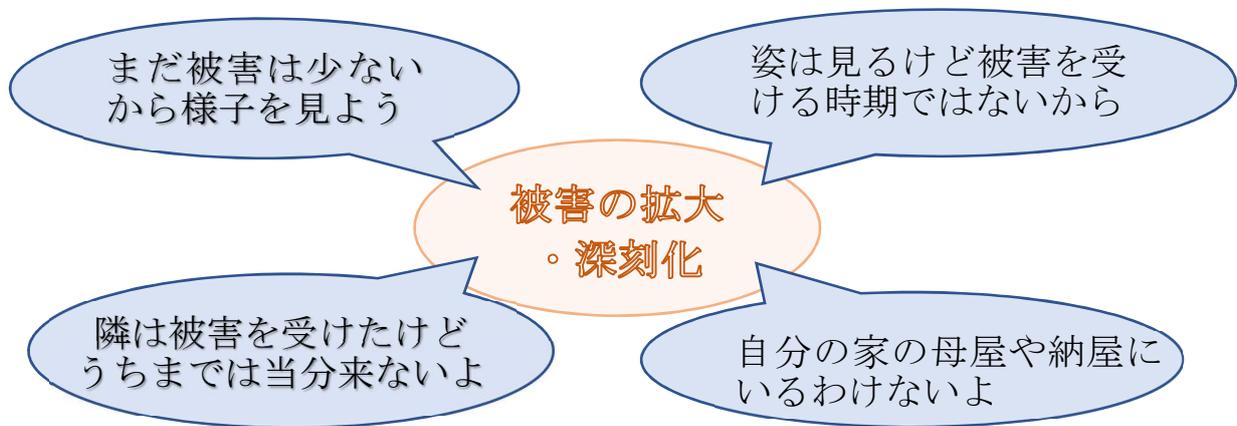
農作物被害の発生あるいは深刻化の要因は、まず加害獣の新たな侵入あるいは生息個体数の増加が考えられます。

野生動物が生きていくためには、餌と住みかが必要です。加害獣が

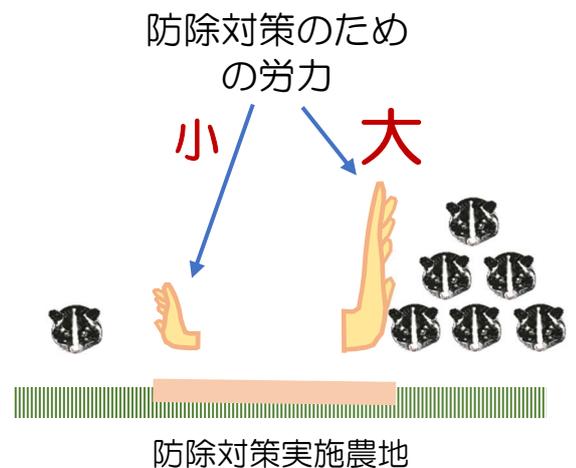
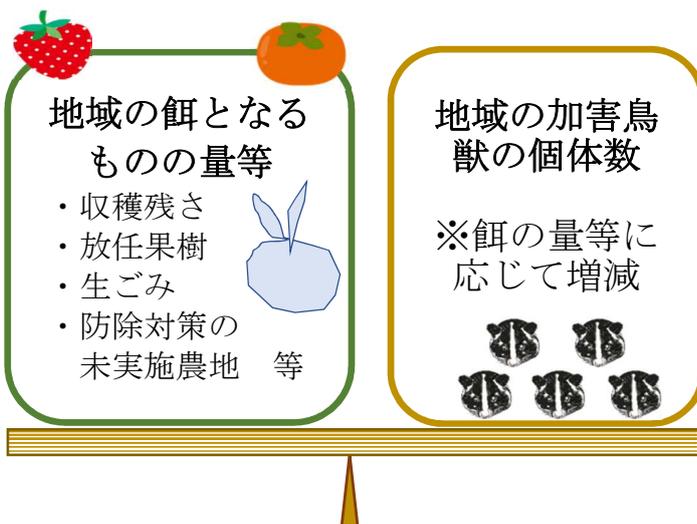
侵入し、さらに個体数を増やすことができるのは、その地域に十分な餌とすみかとなる場所を確保できるからです。

また、私たち人間の側も、知らず知らずのうちに侵入や増加を容認あるいは助長していないでしょうか。たいした被害が出ないからと放置する、収穫残さや不要果樹を放置するなどの行為も、加害獣の侵入や個体数増加の主な要因となっています。

【被害の拡大を招きやすい見方・考え方（例）】



【地域の餌の量と野生動物の個体数との関係】 【加害獣の生息数と防除対策労力の関係】



※ 餌となるものの量は季節により変動します。生息数は、一般的には餌となるものの量が最も少ない時期の影響を受けます。

※ 生息数（生息密度）が大きくなるほど、防除対策の労力は増大します。

被害防止対策は地域全体の被害の防止・軽減を目標に

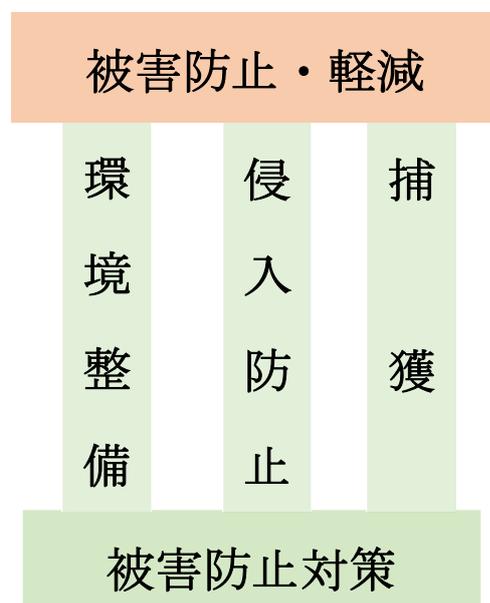
個々の生産者（農家）による点的な取り組みのみでは、対策を行っている農地以外の周辺へ被害が分散し、地域全体の被害を軽減することは困難です。また、対策を行っている農地の周囲では依然として加害鳥獣が生息し繁殖を続けられることから、加害獣の侵入圧力はそのまま残るか、むしろ増大することとなり、被害対策実施農家の負担がさらに増す恐れさえあります。

このため、地域全体として加害獣が生息・侵入しにくい環境の整備や捕獲などの対策を実施していくことが重要です。その結果、地域全体の被害軽減と個々の負担の低減を図ることが可能となります。

被害防止対策の三つの柱

被害が発生するとまず『捕獲』と考えがちですが、他の対策と併せて実施しないと、加害獣は餌を容易に確保し、繁殖できることなどから被害が減らないばかりか、捕獲そのものもままならないものとなります。

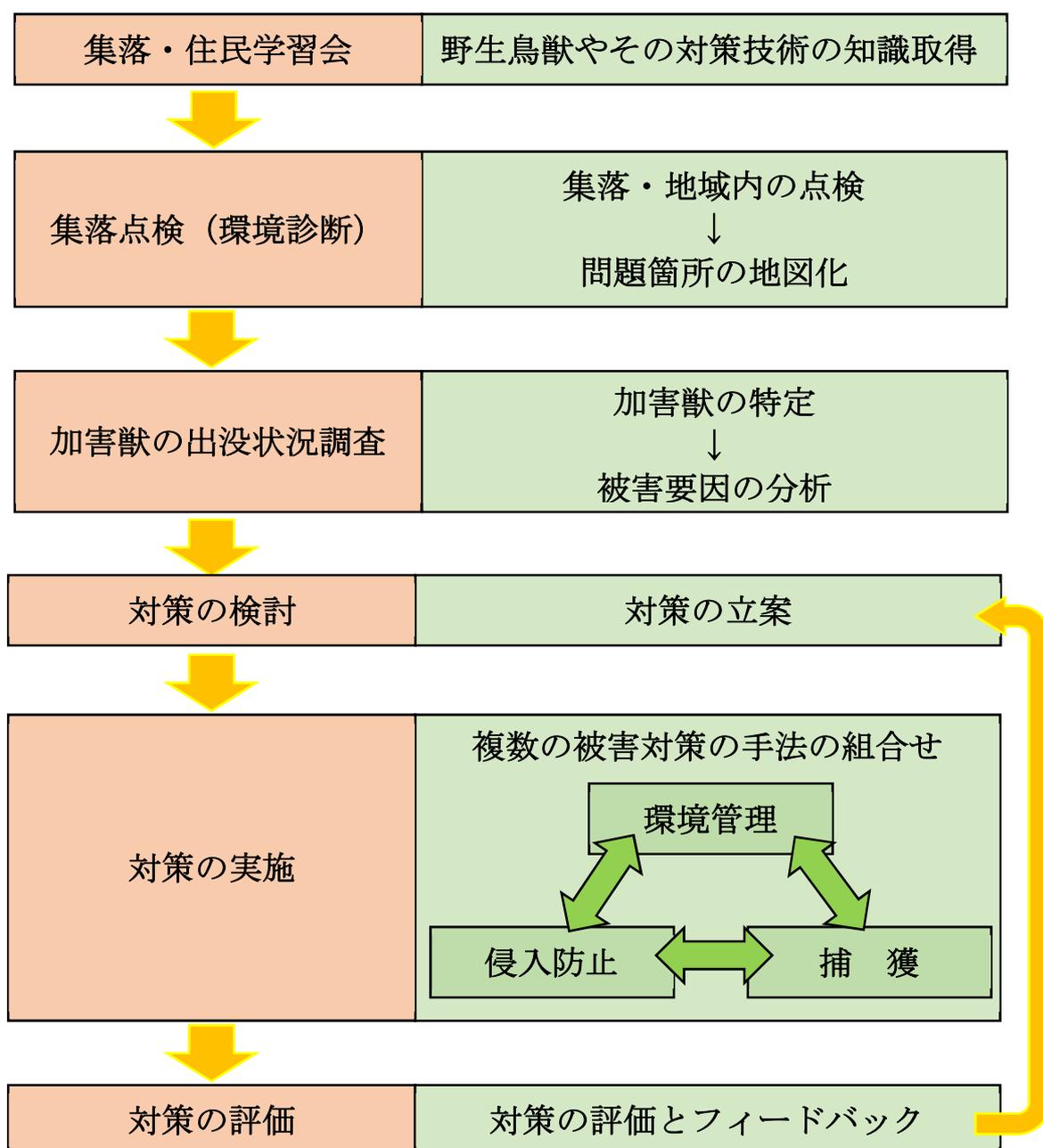
「環境整備、侵入防止、捕獲」の三つの対策手法を組み合わせ、中・長期的な視点に基づく総合的な対策を地域全体で実施していくことが重要です。



被害防止対策のすすめ方

具体的な対策を農家が個人で行うだけでなく、地域全体で進めるためにも、次のような流れを基本として進めていくことが重要です。

ハクビシン等の中型獣類は市街地にも生息しているため、農家以外の地域住民にも、野生獣に対する正しい知識や対策の必要性について理解を深めることがひとつの鍵になります。



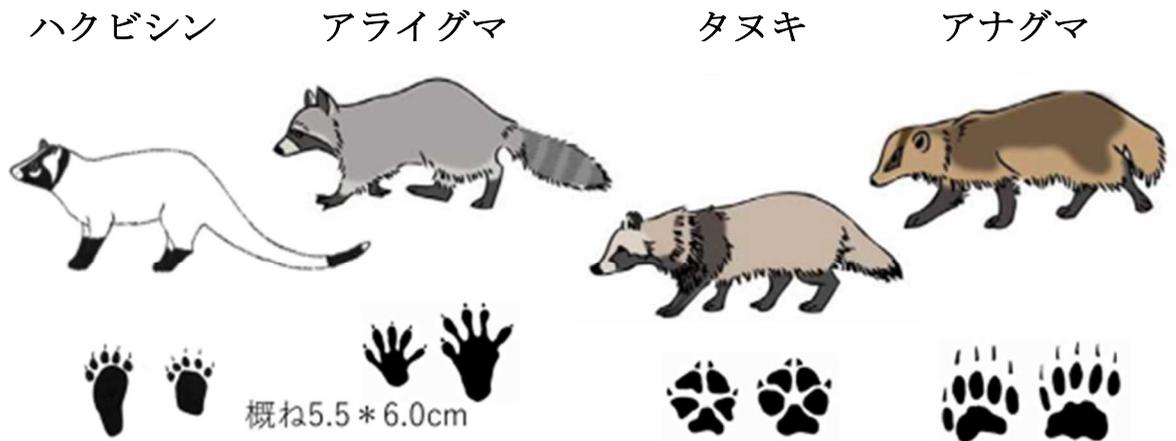
加害鳥獣の特定

野生鳥獣はそれぞれ異なった生態を有し、異なった行動をとります。そのため、被害対策もそれぞれの鳥獣の種類に見合ったものが必要となります。そのため、被害が確認された場合、まずは加害鳥獣を特定することが重要です。

イチゴに被害を及ぼす中・小型の哺乳類としては、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、アナグマ、テンなどが考えられます。「〇〇などはいないよ、見たこともない。」などと決めつけず、注意深く観察してみることがとても重要です。「見たことがないから」と加害獣の可能性から除外することは、発見を遅らせ、甚大な被害を招く要因ともなります。

加害獣の特定は、客観的な証拠から判断することが重要です。通常、野生の獣類は人間を避ける傾向にあり、夜行性の野生動物の場合、直接見る機会は限られています。このため、食痕（食害した痕）、足跡、柱などに残された爪の痕などは、加害獣特定の有効な判断材料になります。また、被害農地の周辺やねぐら等にセンサーカメラを設置することも有効です。

加害獣の特定その1 -----足跡



※ 獣種の特定が容易にできるような明瞭な足跡が残っていることは稀です。

なお、下記の手法で明瞭な足跡を採取することができます。

明確な足跡の採取法(例)

【やわらかい地面】
ホウキで地面を
一方向に掃いておく

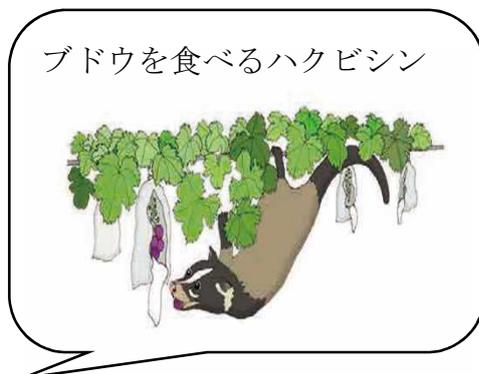
【コンクリート床】
小麦粉又は石灰をまく

【湿った堅い地面】
(ダンボールを敷く)

加害獣の特定その2 -----食痕

例 1) ブドウ食痕

ハクビシン



→ 果実袋の破いた部分が下に垂れ下がっている

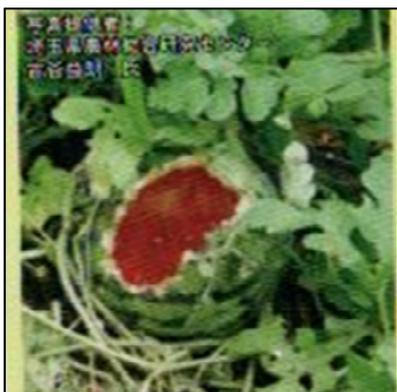
アライグマ



→ 果実袋を両側に開いて破る

例 2) スイカ食痕

ハクビシン



→ 顔を突っ込んで食べる

アライグマ



→ 500円玉大くらいの穴を開け、
穴から手を入れて中身を掻き出して食べる

※ 複数種の鳥獣の加害が重なることもあるので注意

例 3) イチゴ食痕 (ハクビシン)



→ 果実の先端部分から食べ、ヘタ部分は残す

※ ネズミなどでもヘタ部分が残っていることがあるので注意

加害獣の特定その3 -----センサーカメラ（自動撮影カメラ）

センサーカメラは、動物を感知すると静止画や一定時間の動画を撮影します。夜間でも撮影が可能です。

普段からカメラを設置しておくことで、野生動物の動向を把握しておくことが可能となり、被害の早期発見につながります。



センサーカメラ（例）
※1万円程度のものも売られています。



センサーカメラの映像（左：夜間、右：昼間）
※夜間にハクビシンの親子がねぐらから出てきている様子

第2章 鳥獣を寄せ付けない環境管理、侵入防止と捕獲対策

鳥獣を寄せ付けない環境管理

鳥獣の餌となるもの、住みかとなる場所を極力減らして（利用できなくして）いくことが、被害対策の第一歩です。

餌となるものの管理

- 収穫しない農作物は農地に残さず、速やかに適切な処理（すき込み、埋設等）をしましょう。
- ビニールハウス周辺に、出荷できないイチゴなどを捨てておくと、加害獣を誘引し、その味を覚えた加害獣の侵入意欲を高めることになります。



直ちに埋設する、コンポストに捨てるなど、餌とまらないよう留意します。

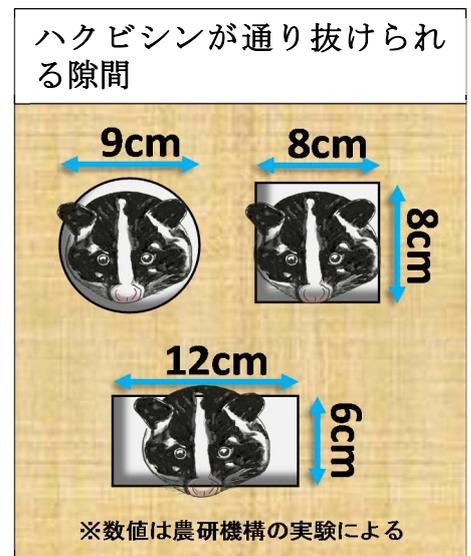
ビニールハウス近くに捨てられたイチゴ

- 農地周辺の不要な果樹は伐採します。利用している果樹も、採果後の不要な果実は速やかに摘み取り、埋設するなど、適切に処理しましょう。
 - ※ ハクビシン、アライグマの餌となりやすい果樹類
カキ、クリ、クワ、グミ、ビワ、キンカン、イチジクなど
- 家庭の生ゴミや出荷できない農作物が餌にならないよう、夜間屋外に放置しないようにしましょう。
- 乾燥中の干し柿、干し芋、豆類はネット掛け、お供え物は持ち帰るなどして、餌にならないようにしましょう。
- ドッグフード、キャットフード、家畜の飼料も格好の餌となりますので、きちんと管理しましょう。
- 地域の非農家家庭や家庭菜園耕作者にも、被害防止対策への協力を呼びかけましょう。

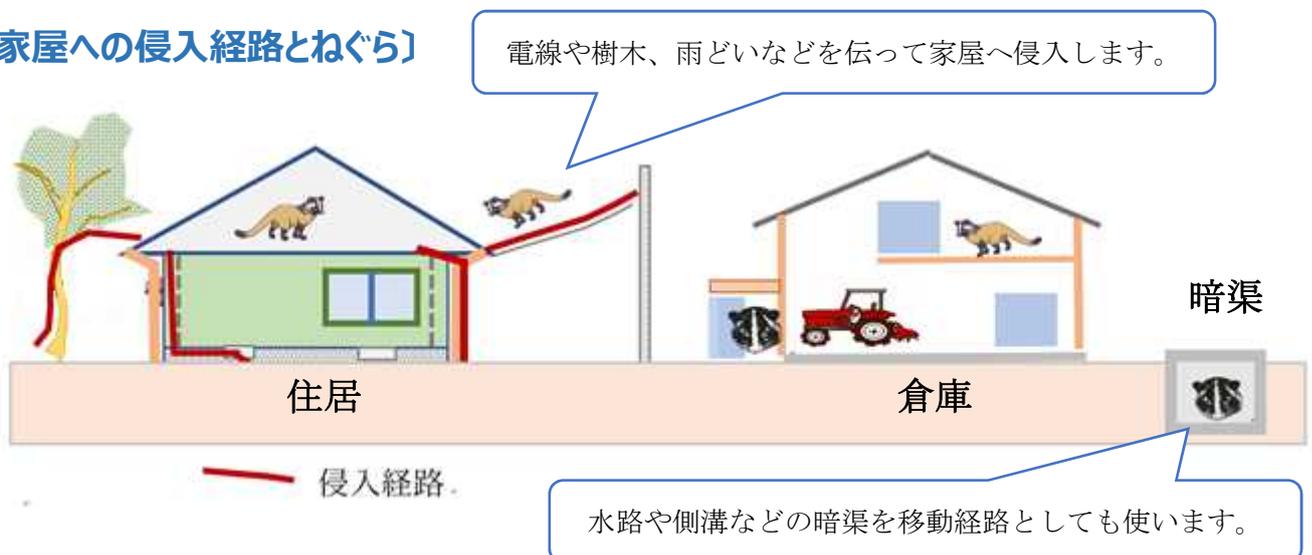
住みかとなりやすい農地、家屋周辺の環境管理

- ハクビシン、アライグマなどは、物置や母屋の天井裏などをねぐらや繁殖場所とする傾向があります。侵入口となりやすい隙間（※）などは必ず塞いでおきます。物置の扉は夜間には必ず占め、扉がない場合は、保管している物品などの隙間に足跡や糞がないか定期的に点検することも重要です。

- ※1 侵入口となりやすい隙間とは、網の外れた床下換気口、外れた羽目板、軒裏の隙間や換気口、屋根の組み合わさり部分、シャッター・扉の隙間などです。
- 2 侵入口を塞ぐ際は、新たなトラブルを起こすことのないよう建物内にハクビシンやアライグマがいないことをあらかじめ確認します。
 - 3 天井裏などへの侵入の発見が遅れると、天井板の腐敗、天井裏の構造物の損壊や保管物品の損壊、汚染等の被害が発生しやすくなります。天井裏の糞の除去などに多額の経費を要した事例もあります。



〔家屋への侵入経路とねぐら〕



- 被害農地（ハウス）そばの水路や側溝の暗渠部分を、ハクビシンがねぐらとして利用していた事例もあります。周囲の暗渠を時々覗いたり、叩いたりしてみましょう。

〔家屋への侵入の様子〕



羽目板の外れた穴から出入りするアライグマ



7cm の隙間を通り抜けるハクビシン

- 野生動物の移動経路となりやすい草むら、竹林などを刈り払い、見通しをよくしましょう。

侵入防止対策

鳥獣被害が常習化している場合は、被害農地を囲む、覆う等の侵入防止対策を行います。使用する材料や仕様は加害鳥獣の種類によって異なりますので、鳥獣害対策のマニュアルなどを参考に設置します。

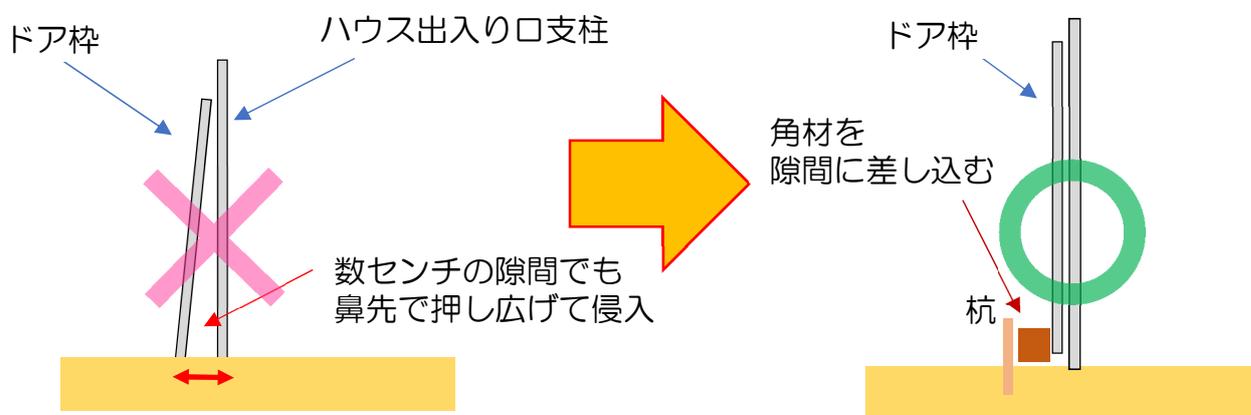
- ※ ハクビシン、アライグマ対策用侵入防止柵の仕様は 13 ページに掲載しています。

ハクビシン・アライグマのビニールハウス侵入防止

- ビニールハウスの裾は地面との隙間が空かないようにペグ等でしっかりとめて埋めておきましょう。ハクビシンやアライグマはビニールの裾を掘ってまで侵入することはありません。

- ビニールの傷（小さな傷でも）を広げて侵入された事例があります。傷はテープ等で補強しておきましょう。
- 出入り口ドアは、夜間は必ず閉めるようにします。完全に閉まらず隙間が生ずるような状態は、押し広げて侵入される原因となります。重しで密着させる、角材をあてがうなどして押し広げられないようにします。

〔ドア隙間からの侵入防止方法〕



- ハウス内の温度調節のため、夜間でもビニールを開けておく必要がある場合は、開口部の内側に侵入防止のネット張るなどの対策が必要です。

それが困難な場合は、ハウス全体を侵入防止柵で囲みます。

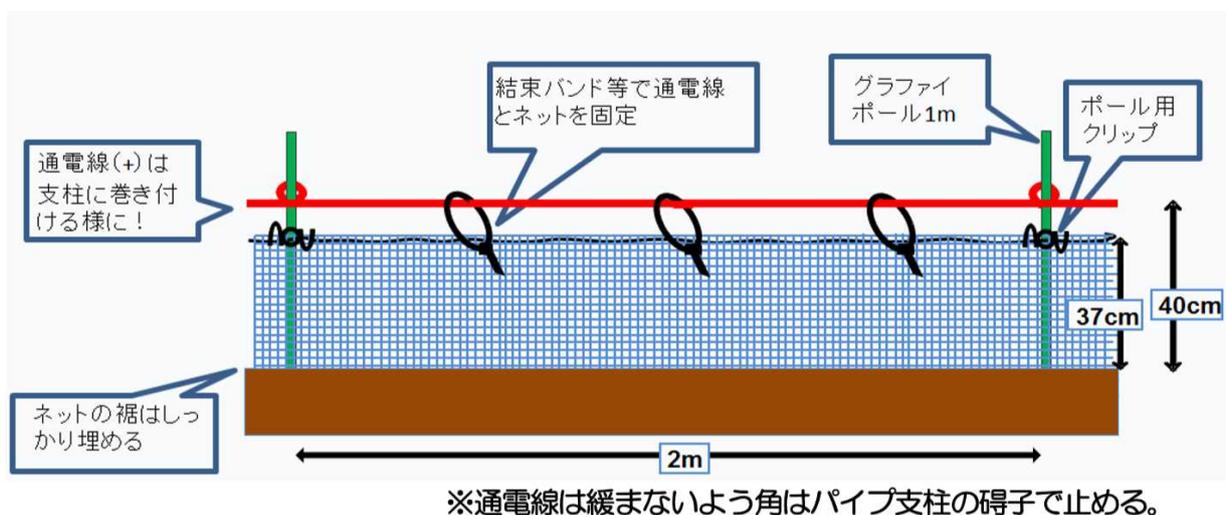


〔注意〕 ハウスへの電気の空中線がある場合は、電線を伝って侵入されることがあるので、電柱を登れないようにするなどの対策があわせて必要です。

侵入防止柵「楽落くんライト」の設置

- ハクビシンは、内径 80mm 程度の排水パイプでも侵入する恐れがあります。80mm 未満の物を使用するか、10 ページの「ハクビシンが通り抜けられる隙間」を参考に、パイプを狭める工夫をしましょう。
- 音、匂い、光などの対策は馴れが生じます。一時的な対策と考えたほうがよいでしょう。

侵入防止柵《楽落くんライト》



〔注意〕 電気柵は日没直前から日の出直後の間は、一年中通電しておく。

《必要資材目安》

平らで四角形の畑の目安数字なので、不整形や傾斜畑では、2割程度多めに準備した方がよいと思います。

※防風ネット（1m幅×50m、目合い6mm）を2分割	100m
樹脂ポール（直径8mm×長さ100cm）	50本
ポール用クリップ（直径8mm用）	50個
直管パイプ（直径19mm×長さ90cm）	4本
碍子（パイプの本数個）	4個
結束バンド（150mm）	200本
通電線	100m
電気柵本体（出力周期が1.0～1.3秒のものが理想）	1台

※通常販売されている防風網は目合い4mmで、直径8mmの樹脂ポールが通せないため、必ず目合い6mmを使用してください。

（埼玉県農業技術研究センター 生産環境・安全管理研究担当 鳥獣害防除研究チーム）

※ 詳細は、埼玉県ホームページ 「鳥獣害防除研究」「楽落くん設置マニュアル」を参照してください。

ハクビシン・アライグマを捕獲する

実際に捕獲する前に必要な免許や許可の条件

野生鳥獣を捕獲する場合、捕獲場所や対象鳥獣の種類、猟法によって必要な免許や許可が変わります。ハクビシンやアライグマの場合、栃木県では以下の表のとおりです。

「有害捕獲」として自らの農場（ハウス）に箱罠を設置する場合は、「狩猟免許」や「狩猟者登録」が不要となります。このため、農業者自らが捕獲従事者として、市町に対し「有害鳥獣捕獲許可」の申請を行うことのみで、捕獲に必要な手続きは完了します（下表①のとおり）。市町によっては、箱罠の貸出しを併せて行っている場合もあります。

ハクビシン・アライグマを小型の箱わなで有害捕獲する場合の必要条件等

○:必要、×:不要

所持する資格等	捕獲実施場所	狩猟免許	狩猟者登録	有害捕獲許可※1
なし	① 自らの農場※2	×	×	○
	② 住宅敷地内※3	×	×	○
	③ ①②以外の被害地	○	○	○
防除従事者※4	全ての被害地	×	×	○

※1 市町村長による有害鳥獣捕獲許可(申請窓口は各市町農林担当課)

※2 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りをする等、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合

※3 住宅敷地内の被害の防止の目的で、当該敷地内において捕獲する場合

※4 栃木県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲等に関する講習を受け、市町の登録を受けた者

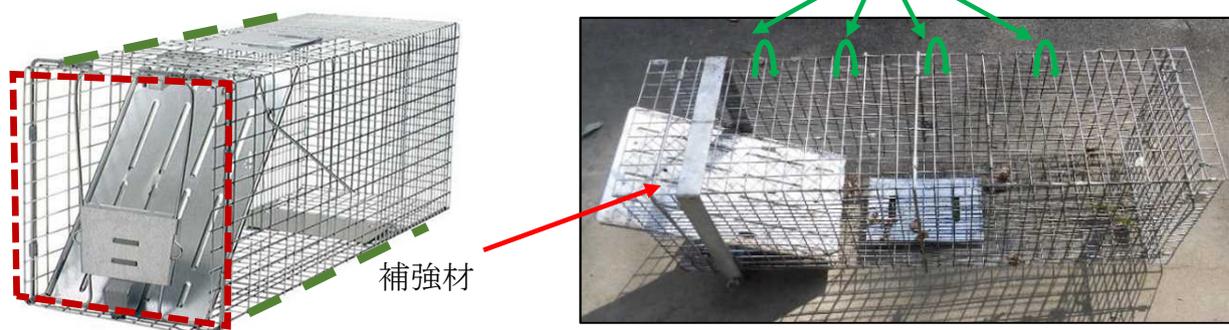
ハクビシン・アライグマの捕獲

ハクビシンやアライグマの捕獲には、中型動物用の箱罠を用います。一般的に売られている箱罠でアライグマが捕獲されたとき、罠を壊して脱出することがあるので、ゲート周りや接合部を補強しておくが無難です。

〔捕獲したアライグマに壊された箱罠〕



〔箱罠の補強〕



- ・ 赤の点線部分（正面・裏面）を口の字型に曲げた鉄筋などで補強する。
- ・ 緑の点線部分（側面接合部）を番線などで締結し補強する。

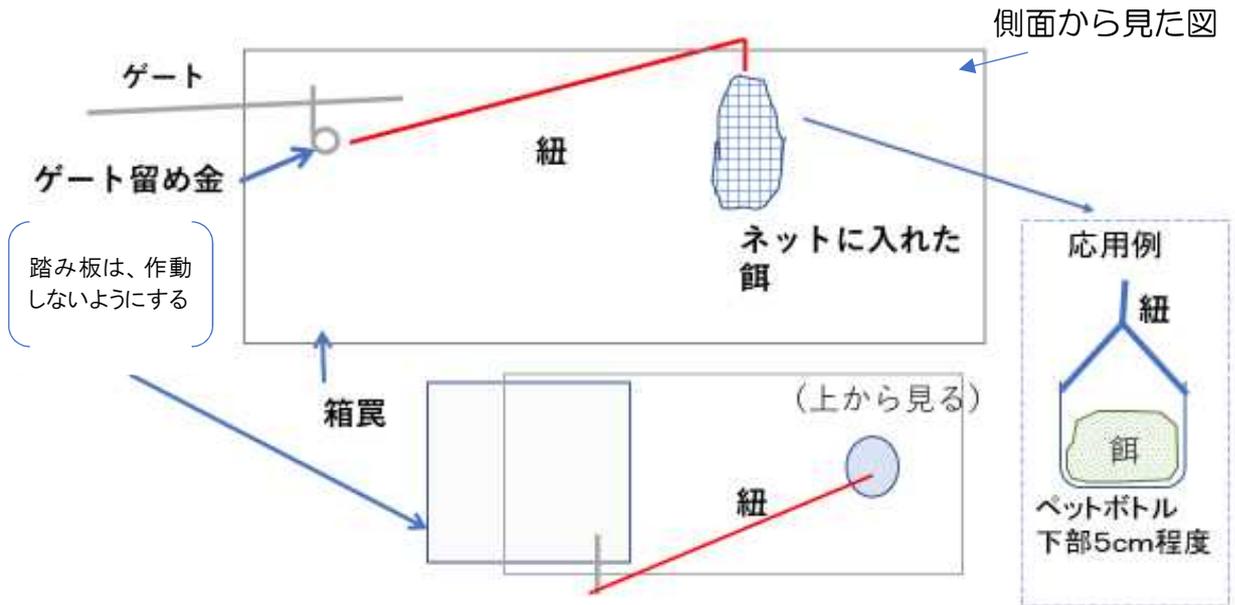
住宅地周辺や神社・仏閣などで捕獲を行う場合は、ネコやタヌキなどの錯誤捕獲の確率が高まりますので、餌や餌のセット方法を工夫します。

※ 踏み板で作動する形式の罠の場合、軽量な動物以外は踏み板を踏むと全て作動してしまいます。

罾を仕掛けたから必ず捕獲できるというものではありません。また、加害獣が毎日出没しているともかぎりません。根気よく続けることが重要です。

- 出没しているのに1週間程度経っても捕獲出来ない場合は、餌の設置場所、罾の覆いなどを変えてみましょう。
- 動物にも個体ごとにそれぞれ好みがあるので、数種類の撒き餌を数日間続け、食いつきのよいものを罾の中にセットするのも一つの方法です。
- 撒き餌をやりすぎると、それだけを食べて満足してしまい、中に入りにくくなるので、量には注意しましょう。
- 被害を受けている農地のそばで被害作物と同じものを寄せ餌としても（例えば、イチゴハウスの近くでイチゴを餌にしても）、罾の餌より農地の作物に誘引され、捕獲効率が上がりません。
- 餌の少なくなる冬場は捕獲の好機です。地域全体の個体数を減らす視点から、被害発生の恐れがない時期も捕獲を続けましょう。
- 被害農作物の収穫末期は捕獲の好機です。
- ビニールハウス内の被害の場合、加害獣が容易にハウス内に入れる状態では、罾よりハウス内の作物に誘引されるため、捕獲が困難です。
- 罾を設置したら、捕獲されていないか、異常はないか、1日に1回は罾を見回って確認します。
- 許可を受けた動物以外を捕獲した時は直ちに放獣します。ただし、アライグマは特定外来生物に指定されていますので、放獣せずに市や町の担当窓口に連絡しましょう。

錯誤捕獲を低減する餌のセット方法（ハクビシン）

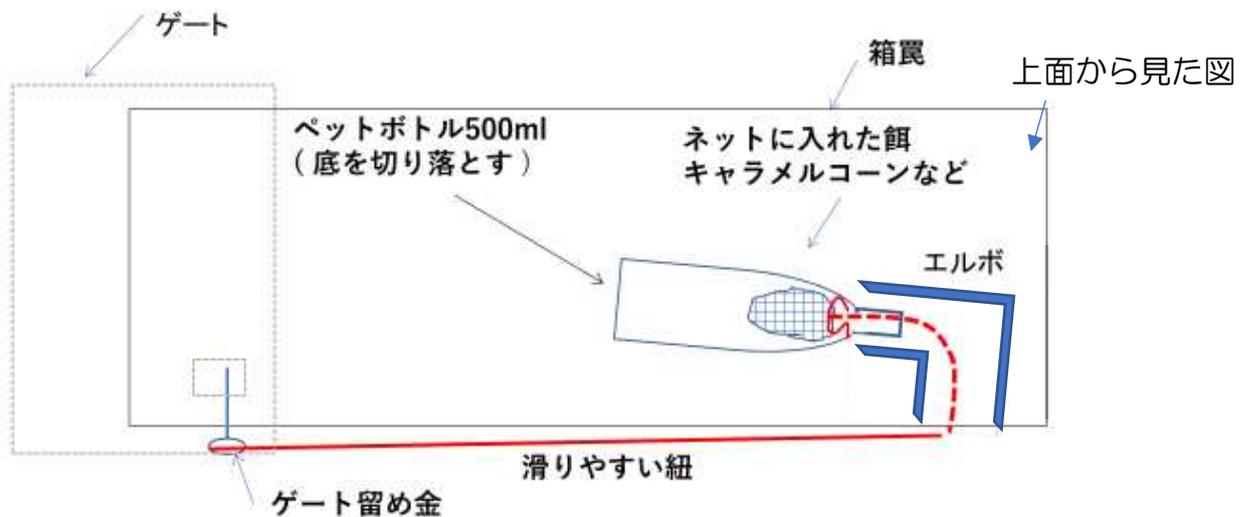


餌 リンゴ、バナナ、魚肉ソーセージ、あんパン、クリームパン、過熟気味のカキ、スナック菓子など（香りの高いもの）

※ 罾の上面、両側面は、耐水性の部材で覆う。取っ手は出す。

ペットボトルのそこには数個穴を開けておく

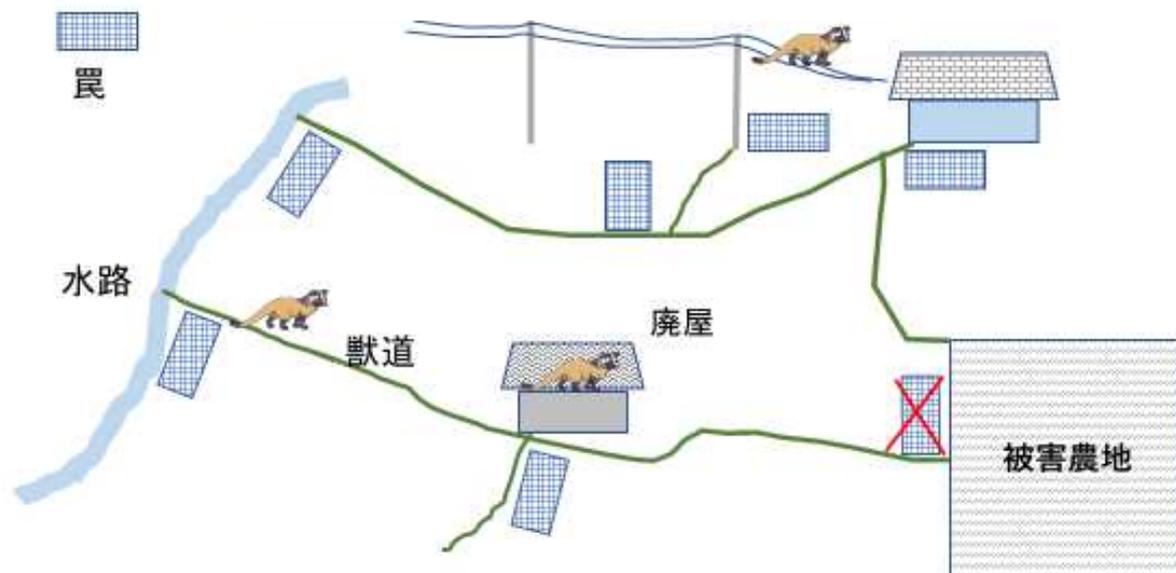
錯誤捕獲を回避する餌のセット方法(アライグマ)



餌 キャラメルコーンなどコーン由来の菓子、ドッグフード、揚げパン、ベーコン、肉、フルーツゼリー、ピーナツバター、蜂蜜、バナナ、プドウ、魚の干物など

※ ペットボトル・エルボは番線等で箱罾の上面に固定する
踏み板は作動しないようにする

箱罾の設置場所



罾の設置場所

被害を受けている農作物の近くは避ける。

罾はハクビシン、アライグマの通路に対し直角に設置する。

利用頻度の高い水辺からの分岐点や獣道の分岐点などに設置する。

※ 捕獲した時の対応は、巻末資料（県作成チラシ「有害鳥獣として捕獲した野生動物の適切な処分について」、「アライグマ・ハクビシンの有害捕獲から処分までの流れ」）をご覧ください。

第3章 ハクビシン・アライグマの特徴

	ハクビシン	アライグマ (特定外来生物)
頭胴長	50～65 cm	42～60cm
尾 長	40～45cm	25～30cm
体 重	3～4 kg	4～10kg
		
体色等	体の大部分が灰褐色 短い四肢は黒色 (個体差大きい)	明るい灰褐色。 尾の黒色リング4～10本
行 動	木登り・綱渡りが得意 完全な夜行性 特に縄張りは持たない 特に里山的な環境を好み、昼間は樹洞や洞窟をねぐらとしていた⇒屋根裏・倉庫等利用⇒分布拡大(水路、側溝等利用の移動多い)	後足で立ちあがる 木登りが得意 特に縄張りは持たない 昼間は樹洞や巣穴、および家屋の屋根裏、作業小屋、廃屋などで休息 (水路、側溝等利用の移動多い)
発情期	1年に1回出産(特に発情期なし)	1～3月頃
妊娠期間	約2ヶ月	63日
初発情	初産年齢：生後10ヶ月	メス1才 オス2才
産子数	2～3頭	3～6頭
寿 命	飼育個体の最高年齢24才	野外5年、飼育下13～16年
食 物	雑食性で、なんでも食べる (柔らかく甘い物が好物) トウモロコシ、ナス、トマト、エンドウマメ、メロン、スイカ、イチゴ、モモ、ブドウ、カキなど サンショウウオ、ザリガニなどの水棲動物、コオロギ、キリギリスなどの昆虫、鳥類やその卵	雑食性で、好物は果実、野菜、トウモロコシ、メロン、スイカ、イチゴ、トマト、ジャガイモ、サツマイモなどに被害が発生 コイなどの養殖魚、ザリガニ、サンショウウオ、タニシなどの小動物、家畜用飼料など 揚げパン、スナック菓子、ドッグフードなどの加工食品

※ アライグマは夜行性と思われがちですが、欧米では昼間都市公園に出没し、公園利用者の食べ物を奪う事例も紹介されています。日本では、昼間に活動している事例の報告は確認されていませんが、夜行性に疑問を示す研究者もいます。

空中の達獣(達人)ハクビシン

- 細い番線（1、2mm 程度）を登ることができるとの実験結果が報告されています。
 - ピンと張った線なら 1mm 程度、弛んでいる線でも 2cm 程度の太さがあれば渡ることができることされ、街中で、電線を渡るハクビシンが目撃されています。
 - 高さ 110cm の壁でも前足を掛け一気に飛び越します。
 - 細長い隙間なら幅 6、7cm、丸い穴なら直径 10cm 程度の隙間もくぐり抜けられます。
 - 一般的な太さのコンクリート製電柱にハクビシンの足跡が確認されています。
 - コンクリート製や金属製などの爪が立たない支柱なども、肉球を使ってはさみ込むようにして登ることができます。
- ※これらの数値は飼育個体などで得られたもので、全ての個体に適用できるとはかぎりませんが、野生のハクビシンでも概ねこの程度の能力を有していると考えられます。

《巻末資料》

ハクビシン・アライグマがもたらすリスク(潜在リスク)

1 農作物被害

農作物（主に野菜や果樹等）の食害。このほかにも、ハクビシンによるハウスのビニールやマイカー線の破損、ニワトリの食害、牛舎内の飼料の食害などが本県で報告されている。

2 生活環境被害

天井裏など家屋への侵入により、建物の破損や汚損、天井裏の糞尿汚損、足音・鳴き声による騒音、家庭菜園や庭木の果実の食べ荒らしなどがある。このほか、重要文化財など重要建築物（神社や仏閣など）や絵画等の破損や汚損などの被害も懸念される。

3 人畜共通感染症（潜在リスク）

アライグマによる人畜共通感染症として以下のようなものが挙げられる。

※アライグマ回虫による幼虫移行症（国内の野生個体では報告例ないが、飼育個体で報告例あり。）

※アライグマ糞線虫（国内のアライグマから発見されている。）

※狂犬病（現在、日本は清浄国であり発生はないが、多くの国で野生動物にも発生している。）

それ以外にもハクビシンやアライグマは野生動物なので、寄生虫やダニ等を有していることが多いため、革手袋を着用し、捕獲直後で興奮状態のとき等はむやみに近づいたり、手を出したりしないよう、十分注意してください。万が一、事故があった場合は消毒や病院での治療等、速やかに適切な措置を講じてください。

栃木県作成チラシ

「有害鳥獣として捕獲した野生動物の適切な処分について」

有害鳥獣として捕獲※した野生動物の適切な処分について

※有害鳥獣の捕獲には市町長の捕獲許可が必要です

捕獲許可を受けて罠で捕まえた野生動物は
どうすればいい…？



鳥獣保護管理法では、捕獲したままその場に放置しておくことを禁じています。
捕獲した動物は、許可申請者（＝捕獲した方）が、動物になるべく苦痛を与えない方法で処分することになります（アライグマを除く）。

1 野生獣別の処分方法

野生獣名	捕獲をした後の処置	
	殺処分方法	廃棄方法
大型獣類 (イノシシ・シカ等)	・ヤリ ・電気ショック ・銃 等	・現場に埋却 ・可燃ゴミとして廃棄する場合は、お住まいの市町にお問合せください。（大型獣類の場合、搬入サイズに制限があります）
中型獣類 (ハクビシン・タヌキ等)	・炭酸ガス ・電気ショック 等	
アライグマ (特定外来生物)	1 捕獲をした方が市町へ連絡 2 市町職員等が引き取り、県が委託した獣医師へ搬送。安楽死させ、県林業センターで処分	

2 野生動物の捕獲に関する相談・問合せ先

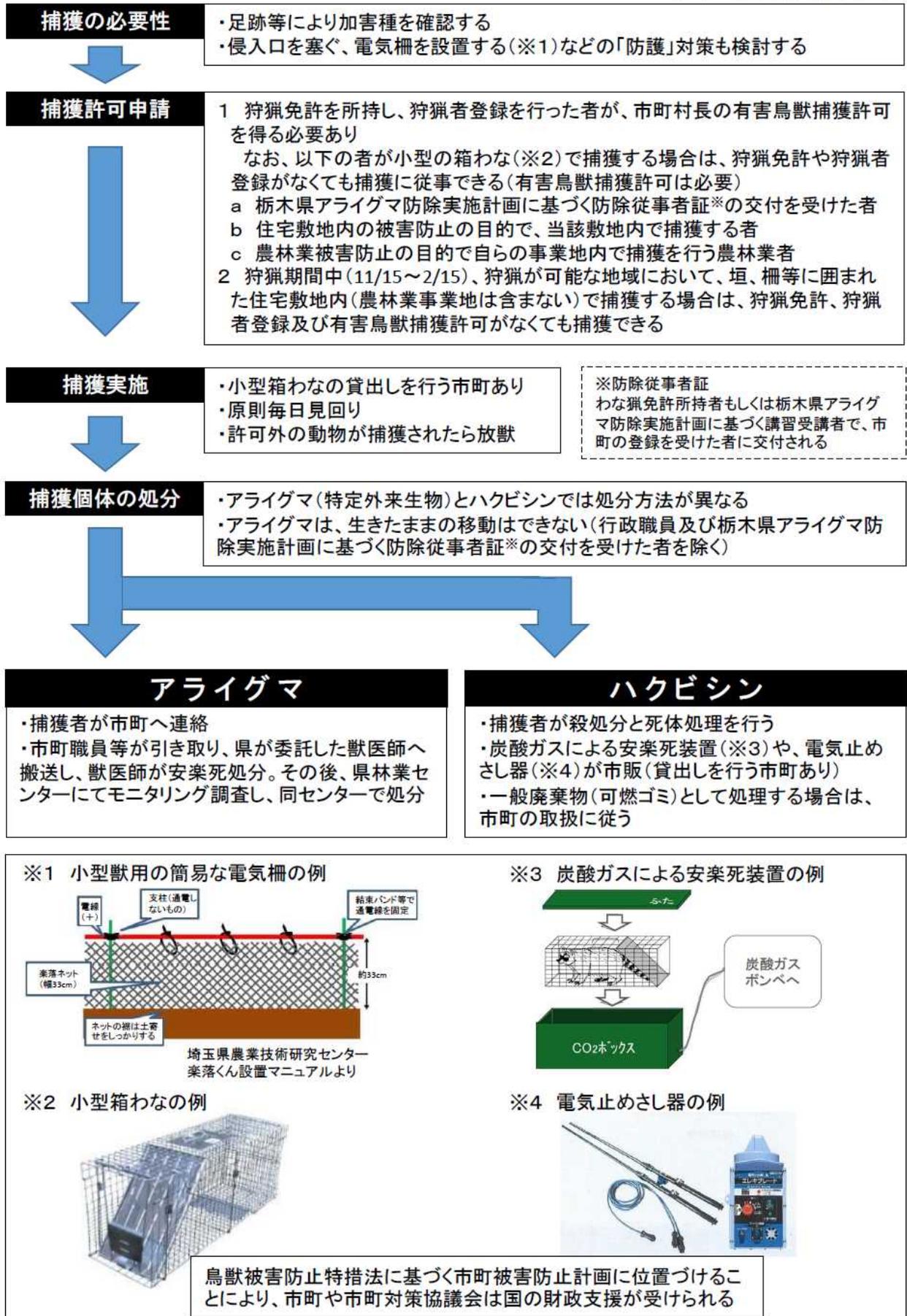
お住まいの市町農林環境担当課

お住まいの市町を管轄する
環境森林事務所環境企画課・森林管理事務所管理課

「アライグマ・ハクビシンの有害捕獲から処分までの流れ」

アライグマ・ハクビシンの有害捕獲から処分までの流れ

平成30(2018)年12月12日現在
栃木県環境森林部自然環境課



《引用資料等》

- ・農林水産省生産局（H20.3）野生鳥獣被害防止マニュアルーハクビシンー
- ・農林水産省生産局（H22.3）野生鳥獣被害防止マニュアルー特定外来生物編ー
- ・農林水産省農村振興局（H30.3）野生鳥獣被害防止マニュアルーアライグマ、ハクビシン、タヌキ、アナグマー（中型獣類編）
- ・埼玉県農林部農業技術研究センター（H29.12）楽落くん設置マニュアル ver. 2.5
- ・埼玉県農林部農業技術研究センター（H30.11）楽落くんライト設置マニュアル ver. 2.0
- ・栃木県環境森林部自然環境課（H24.7）アライグマ防除マニュアル
- ・栃木県農政部農村振興課（H25.3）野生鳥獣防止マニュアル ハクビシン・アライグマ編

野生鳥獣被害防止マニュアル
～イチゴをハクビシンから守るために～
発行 栃木県農政部経営技術課
平成 31（2019）年 3 月

※記載記事、イラスト、写真等の無断掲載を禁ずる。